

B-9 尚美ミュージックカレッジ専門学校 表彰規程

(趣 旨)

第1条 本学の学生（科目等履修生及び科目聴講生を除く。以下同じ）の中から、本学若しくは学校法人尚美学園の名誉を著しく高め、又は学業・人物が特に優れた者を顕彰し永く称えるため表彰制度を設け、表彰制度に関する必要な事項を定める。

(種 類)

第2条 表彰は、「理事長表彰」、「学校長表彰」及び「学校長特別表彰」の3種とする。

(表彰基準)

第3条 表彰の対象は、在學生とし、学校長特別表彰のみ附帯教育受講生を対象とすることができるものとする。

2 表彰の基準は次のとおりとする。

(1) 理事長表彰

- イ. 在学中に専門分野において国際的又は全国規模の評価を受け、本学園の名誉を著しく高めた個人又は団体
- ロ. 在学中に社会活動等において特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学園の名誉を著しく高めた個人又は団体
- ハ. その他、イ又はロに準ずるもので、理事長表彰にふさわしいと認められる個人又は団体

(2) 学校長表彰 在学中の学業成績が極めて優秀な者

(3) 学校長特別表彰

- イ. 在学中に専門分野において公的機関等により活動実績が評価される等、他の学生の模範となった個人又は団体
- ロ. その他、イに準ずるもので、学校長特別表彰にふさわしいと認められる個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第4条 理事長表彰の候補者の推薦は、本学の専任教員又は事務職員が、学務・学生支援部長を経由して学校長に推薦書を提出し、学校長が理事長へ推薦する。

2 学校長表彰及び学校長特別表彰の候補者の推薦は、本学の専任教員又は事務職員が、学務・学生支援部長に推薦書を提出し、学務・学生支援部長が学校長へ推薦する。

(決 定)

第5条 前条第1項により理事長表彰の推薦書が提出された場合、理事長は、専門学校経営会議の議を経て、理事会の承認に基づき表彰を決定する。

2 前条第2項により学校長表彰の推薦書が提出された場合、学校長は、役職会の議を経て、専門学校経営会議の承認に基づき表彰を決定する。

3 前条第2項により学校長特別表彰の推薦書が提出された場合、学校長は、役職会の承認に基づき表彰を決定する。

(表彰の時期)

第6条 理事長表彰及び学校長特別表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに顕彰し授賞する。ただし、卒業式において顕彰し授賞することもできる。

2 学校長表彰は、卒業式において顕彰し授賞する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、役職会及び専門学校経営会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。